

○県税の減免手続等に関する要綱の制定について

平成15年4月1日

税第4号

総務部長

このことについて、神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）第2条に規定する県税の減免に係る文書の様式等について、別紙のとおり定めたので通知します。

別紙

県税の減免手続等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号。以下「規則」という。）第2条に規定する県税の減免の手続等に関して、必要な事項を定めるものとする。

（申請書の提出）

第2条 県税の減免を受けようとする者は、規則第13条に規定する申請書の提出期限（以下「申請書の提出期限」という。）までに、申請書（添付書類を含む。以下同じ。）を県税事務所長又は自動車税管理事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。ただし、申請書の提出期限までに申請書を提出できなかったことについてやむを得ない理由があると所長が認めたときは、申請書の提出期限後においても申請書を提出することができるものとする。

（申請書の経由）

第2条の2 自動車税管理事務所長に提出すべき申請書（以下「自動車税の減免申請書」という。）及び自動車税管理事務所長を経由して知事に提出すべき申請書（以下「自動車税の進達減免申請書」という。）の提出は、規則第6条第4項の規定により県税事務所長を経由して行うことができるものであること（以下自動車税の減免申請書及び自動車税の進達減免申請書が経由された県税事務所長を「経由先の所長」という。）。

（申請書の受理等）

第2条の3 所長は、申請書が提出されたときは、これを受理するものとする。この際、申請の内容から当該申請に係る減免の事務が、当該申請書の提出のあった所長に委任された事務でないことが明らかであるときは、当該申請書を受理することができないことに留意するものとする。

2 経由先の所長は、自動車税の減免申請書が提出されたときは、これを受け付けるものと

する。この際、申請の内容から当該申請に係る減免の事務が、自動車税管理事務所長に委任された事務でないことが明らかであるときは、当該申請書を受け付けることができないことに留意するものとする。

- 3 所長は、県税の減免を受けようとする者から提出のあった申請書について、知事の権限が委任されていないため受理することができない場合において、その者になお神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第16条、第18条の5、第22条、第27条の2又は第61条に規定する特別の事情があると認めたときは、規則第6条第1項の規定による書類の経由があったものとして、所要の調整を求めた上で当該申請書を受け付け、神奈川県県税取扱要領について（昭和45.12.15 45税第255号）の通達（以下「取扱要領」という。）第1章第3に基づき、速やかに知事に進達するものとする。

条例第16条、第18条の5、第22条、第27条の2又は第61条に規定する特別の事情があるとまでは認められない場合において、その旨を申請者に説明した上で、なお申請の意思が示された場合についても、同様とする。

- 4 経由先の所長は、県税の減免を受けようとする者から提出のあった自動車税の減免申請書について、自動車税管理事務所長に知事の権限が委任されていないため受け付けることができない場合において、自動車税管理事務所長との協議により、その者に条例第61条に規定する特別の事情があるものと認めたときは、規則第6条第4項の規定による書類の経由があったものとして、所要の調整を求めた上で当該申請書を受け付け、速やかに自動車税管理事務所長に送付するものとする。

条例第61条に規定する特別の事情があるとまでは認められない場合において、その旨を申請者に説明した上で、なお申請の意思が示された場合についても、同様とする。

- 5 所長は、県税の減免を受けようとする者から規則第2条各号に掲げる減免の適用要件を満たすとして申請書の提出があった場合において、申請の手續に誤りがあったとき、又は申請の内容が当該申請に係る減免の適用要件に該当しないものと認めたときは、第3項に規定する場合を除き、これを受理しないものとする。ただし、その者から当該申請に対する処分を文書により明らかにされたい旨の申出があるときはこの限りではない。
- 6 経由先の所長は、県税の減免を受けようとする者から規則第2条第15号から第31号までに掲げる減免の要件を満たすとして自動車税の減免申請書の提出があった場合において、申請の手續に誤りがあったときは、これを受け付けないものとする。ただし、その者から当該申請に対する処分を文書により明らかにされたい旨の申出があるときはこの限りではない。

7 経由先の所長は、前項ただし書の規定により自動車税の減免申請書を受け付けたときは、その理由を添えて、速やかに自動車税管理事務所に送付するものとする。

8 第4項及び前項の規定によるほか、経由先の所長は、自動車税の減免申請書（規則第2条第15号に掲げる減免の適用要件に該当するものとして提出されたものを除く。）又は自動車税の進達減免申請書を受け付けたときは、送付書（取扱要領第127号様式の3）を添付して、速やかに自動車税管理事務所に送付するものとする。

（自動車税の障害者減免に係る審査等）

第3条 規則第2条第15号に掲げる自動車税の減免に係る事務については、次の事項に留意するものとする。

(1) 申請書の提出が、規則第6条第4項の規定により県税事務所を経由して行われた場合は、減免の適用要件に該当するか否の審査は、規則第1条ただし書の規定により、経由先の所長が行うものであること。

(2) 経由先の所長は、前号の審査を了したときは、当該審査を了した申請書を、減免の適用要件に該当するものとその他のものとに区分した上で、送付書（取扱要領第127号様式の3）を添付して、速やかに自動車税管理事務所に送付すること。

（自動車税に係る適用要件の認定）

第4条 自動車税に係る減免（規則第2条第24号に規定する自動車に対する自動車税に係る減免を除く。）の適用要件の認定については、申請書の提出期限（月割減免（減免を受けようとする初年度分の自動車税について、申請のあった月の翌月から月割をもって減免額の計算を行う減免をいう。以下同じ。）の適用がある場合は、申請書の提出があった日）における状況により行うものとする。

2 規則第2条第15号に規定する「障害者」とは、申請書の提出期限（月割減免の適用がある場合は、申請書の提出があった日）において、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳（以下「障害者手帳」という。）の交付を受けている者で、規則別表第1に規定する障害の級別及び程度に該当する障害を有するものをいうものとする。

3 障害者手帳の交付を受けた日からおおむね1月を経過する日までに申請書の提出があった場合において、当該申請に係る障害者について、次のいずれかに該当する事由があるときは、申請書の提出期限において障害者手帳の交付を受けているものとして取り扱うものとする。

(1) 申請書の提出期限以前に障害者手帳の交付を申請していたとき

(2) 申請書の提出期限以前に障害者手帳の交付の申請に係る障害の程度の判定があったとき

(減免の承認等)

第5条 所長は、第2条の3の規定により受理した申請書について、その申請内容が規則第2条各号に掲げる減免の適用要件に該当するものと認めたときは、その申請者に対し、申請に係る減免を承認した旨を通知するものとする。

2 所長は、第2条の3の規定により、受理した申請書について、その申請内容が規則第2条各号に掲げる減免の適用要件に該当しないものと認めたときは、その申請者に対し、申請に係る減免を承認しない旨を通知するものとする。

3 自動車税管理事務所長は、第3条第2号の規定により、申請書の送付を受けたときは、経由先の所長による審査の内容に基づき、承認又は不承認の決定を行うこと。

(減免の取消し)

第6条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに前条第1項の減免の承認を取り消すものとする。

(1) 減免の適用要件に該当しなくなったとき。

(2) 申請の内容に虚偽があったとき。

(3) 前2号に類する事実又は行為があったと認めたとき。

2 前項の規定により減免の承認を取り消すときは、当該減免の承認を受けた者に対し、減免の承認を取り消した旨を通知するものとする。

(文書の様式)

第7条 規則及びこの要綱の規定による別表左欄の区分に応じた同表の中欄に掲げる申請書、承認書、通知書、届出書等は、同表の右欄に掲げる文書の様式とし、同表に掲げるほかは、任意の書式によることができるものとする。

附 則

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則 (平成16年税第494号)

1 この通達は、通知の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成17年税第420号)

1 この通達は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年税第369号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成18年税第56号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成18年税第324号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成20年税第428号）

この通達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年税第97号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成21年税第14号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成22年税第21号）

この通達は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成22年税第58号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成22年税第94号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成23年税第88号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成24年税第23号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成25年税第93号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成26年税第14号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年税第9号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年税第103号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年税第108号）

- 1 この通達は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年税第124号）

- 1 この通達は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成29年税第6号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成29年税第81号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年税第122号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年税第1406号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年税第1043号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年税第1206号）

- 1 この通達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年税第1443号）

（施行期日）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この通達の施行の日（以下「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の減免については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規定中自動車税及び軽自動車税の環境性能割の減免に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税及び軽自動車税の環境性能割の減免について適用する。
- 4 改正後の規定中自動車税の種別割の減免に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割の減免及び令和 2 年度以後の年度分の自動車税の種別割の減免について適用し、令和元年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の減免については、なお従前の例による。
- 5 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年税第1062号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和４年税第1050号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和６年税第1478号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和７年税第1559号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和７年税第1040号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和７年税第1234号）

この通達は、通知の日から施行する。ただし、第18号様式に係る改正規定は、令和７年10月１日から施行する。

附 則（令和８年税第1470号）

- 1 この通達は、令和８年４月１日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和８年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 3 この通達の施行の日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和７年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 5 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表

区分	種類	様式
1 規則第2条第1号に規定する 県民税の均等割の減免	法人県民税均等割減免申請書	第1号様式
	法人県民税均等割減免承認書	第2号様式
2 規則第2条第2号に規定する 事業税の減免	委託事業に係る法人事業税減免申請書	第3号様式
	委託事業に係る個人事業税減免申請書	第3号様式の2
	委託事業に係る収入金額の内訳書	第3号様式の3
	委託事業に係る収入金額について（回答）	第3号様式の4
	委託事業に係る法人事業税減免承認書	第4号様式
	委託事業に係る個人事業税減免承認書	第4号様式の2

3	規則第2条第2号の2に規定する個人事業税の減免	個人事業税身体障害者減免申請書	第5号様式
		個人事業税身体障害者減免承認書	第6号様式
4	規則第2条第4号に規定する個人事業税の減免	個人事業税災害減免申請書	第7号様式
		個人事業税災害減免承認書	第8号様式
5	規則第2条第7号に規定する不動産取得税の減免	不動産取得税減免申請書	第9号様式
6	規則第2条第7号の2に規定する不動産取得税の減免	不動産取得税減免申請書	第10号様式
7	規則第2条第7号の3に規定する不動産取得税の減免	不動産取得税減免申請書	第11号様式
8	規則第2条第12号に規定する不動産取得税の減免	不動産取得税減免申請書	第12号様式
9	規則第2条第12号の2に規定する不動産取得税の減免	不動産取得税減免申請書	第13号様式
10	規則第2条第14号に規定する不動産取得税の減免	不動産取得税減免申請書	第14号様式
11	規則第2条第5号から第14号の2までに規定する不動産取得税の減免の承認	不動産取得税減免承認書	第15号様式
12	規則第2条第15号に規定する自動車税の減免	障害者に係る自動車税減免申請書	第16号様式
		障害者に係る自動車税減免申請内容確認書	第16号様式の2
		施設入所（居）者の状況等に係る証明願	第16号様式の3
13	規則第2条第17号及び第18号に規定する自動車税の減免	身体障害者等通院・通所用自動車に係る自動車税減免申請書	第17号様式
14	規則第2条第19号及び第20号に規定する自動車税の減免	在宅福祉サービス事業用自動車に係る自動車税減免申請書	第18号様式
15	規則第2条第21号に規定する自動車税の減免	地域活動支援センター等通所用自動車に係る自動車税減免申請書	第19号様式
16	規則第2条第22号に規定する	身体障害者等供用自動車に係る自動車税	第20号様式

る自動車税の減免	減免申請書	
17 規則第2条第23号に規定する自動車税の減免	公的医療機関所有自動車に係る自動車税減免申請書	第21号様式
17の2 規則第2条第30号に規定する自動車税の減免	視覚障害者及び盲導犬輸送用自動車に係る自動車税減免申請書	第21号様式の2
18 規則第2条第15号、第17号から第23号まで及び第30号に規定する自動車税の減免の承認	自動車税減免承認書	第22号様式
19 削除	削除	第23号様式
20 削除	削除	第24号様式
21 規則第2条第16号に規定する自動車税の減免	施設入所者の一時帰宅用自動車に係る自動車税減免申請書	第25号様式
	一時帰宅に係る証明願	第26号様式
	施設入所者の一時帰宅用自動車に係る自動車税減免承認書	第27号様式
22 規則第2条第24号に規定する自動車税の減免	自動車税天災減免申請書	第28号様式
	自動車税天災減免承認書	第29号様式
23 規則第2条第25号に規定する自動車税の減免	交通安全広報等用自動車に係る自動車税減免申請書	第30号様式
24 規則第2条第26号に規定する自動車税の減免	教習用自動車に係る自動車税減免申請書	第31号様式
25 規則第2条第27号に規定する自動車税の減免	中小企業指導相談用自動車に係る自動車税減免申請書	第32号様式
26 規則第2条第28号に規定する自動車税の減免	通学・通園用自動車に係る自動車税減免申請書	第33号様式
27 規則第2条第25号から第28号までに規定する自動車税の減免の承認	自動車税減免承認書	第34号様式
28 規則第2条第29号に規定する	中古商品自動車に係る自動車税減免申請	第35号様式

る自動車税の減免	書	
	中古商品自動車に係る自動車税減免承認書	第36号様式
28の2 規則第2条第31号に規定する自動車税の減免	燃料電池自動車（乗用FCV・商用FCV）導入費補助金交付決定自動車に係る自動車税減免申請書	第36号様式の2
	燃料電池自動車（乗用FCV・商用FCV）導入費補助金交付決定自動車に係る自動車税減免承認書	第36号様式の3
29 規則附則第22項に規定する自動車税の減免	一般旅客自動車運送事業用自動車に係る自動車税減免申請書	第37号様式
	一般旅客自動車運送事業用自動車に係る自動車税減免承認書	第37号様式の2
30 第5条第2項に規定する減免を承認しない旨の通知	減免を承認しない旨の通知書	第38号様式
31 第6条に規定する減免承認の取消し	減免承認取消通知書	第39号様式
32 規則第13条の2に規定する届出	県税の減免に係る届出書	第40号様式
	県税の減免に係る届出書（自動車税用）	第41号様式

法人県民税均等割減免申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 殿

所在地
法人名
代表者氏名
法人番号
電話番号

次の法人県民税の均等割について減免されたく申請します。

- 1 法人設立の根拠法令
- 2 県内の事務所又は事業所の所在地及び名称
- 3 法人の事業内容(活動内容)
- 4 減免を受けようとする理由
- 5 減免を受けようとする期間(法人県民税均等割の算定期間)
年 月 日から 年 月 日まで
の期間(法人県民税均等割の算定期間)以後の分

備考 この申請書には、事業計画書及び収支予算書を各1部ずつ添付してください。
なお、申請法人の総会等の関係で添付書類を後日提出される場合には、下欄に提出
予定日を記載してください。

添付書類の提出予定日	年 月 日
------------	-------

第2号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

法人県民税均等割減免承認書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった法人県民税の均等割については、年
月 日から 年 月 日までの期間以後、収益事業を開始するまでの各期
間分を免除します。

委託事業に係る法人事業税減免申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 殿

所在地
法人名
代表者氏名
法人番号
電話番号

次の委託事業に係る法人事業税について減免されたく申請します。

1 委託事業の種類等(該当する事業の□に「レ」を記入してください。)

委 託 事 業 の 種 類	左の事業の開始年月日
☐ 狂犬病予防法第4条第2項の規定による鑑札の交付に関する事業	年 月 日
☐ 狂犬病予防法第5条第1項に規定する予防注射に関する事業	年 月 日
☐ 母子保健法第12条第1項又は第13条に規定する健康診査に関する事業	年 月 日
☐ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項に規定する健康診断(結核に関するものに限る。)又は同法第53条の13に規定するエックス線検査その他厚生労働省令で定める方法による精密検査に関する事業	年 月 日
☐ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第9条第4項各号に掲げる検査に関する事業	年 月 日
☐ 健康増進法施行規則第4条の2第6号に掲げるがん検診に関する事業	年 月 日

2 委託者

3 減免を受けようとする事業年度
年 月 日から 年 月 日まで の事業年度以後の分

委託事業に係る個人事業税減免申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 殿

住（居）所
氏 名
電 話 番 号

次の委託事業に係る個人事業税について減免されたく申請します。

1 委託事業の種類等(該当する事業の□に「レ」を記入してください。)

委 託 事 業 の 種 類	左の事業の開始年月日
☐ 狂犬病予防法第4条第2項の規定による鑑札の交付に関する事業	年 月 日
☐ 狂犬病予防法第5条第1項に規定する予防注射に関する事業	年 月 日
☐ 母子保健法第12条第1項又は第13条に規定する健康診査に関する事業	年 月 日
☐ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項に規定する健康診断(結核に関するものに限る。)又は同法第53条の13に規定するエックス線検査その他厚生労働省令で定める方法による精密検査に関する事業	年 月 日
☐ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第9条第4項各号に掲げる検査に関する事業	年 月 日
☐ 健康増進法施行規則第4条の2第6号に掲げるがん検診に関する事業	年 月 日

2 委託者

3 減免を受けようとする年度分
年度分以後の分

委託事業に係る収入金額の内訳書

法人名 _____

事業年度 _____ 年 月 日 ～ 年 月 日

事業名	委託者 ※ 神奈川県又は神奈川県内の市町村に限ります。	収入金額 (円)	備考
合 計			

備考1 この「委託事業に係る収入金額の内訳書」には、収入金額を証明する書類(委託者から送付される支払案内書、振込通知書等)の写しを添付してください。

なお、eLTAX を利用する場合で、収入金額を証明する書類の写しをデータ送信できないときは、別途、郵送又は県税事務所に来所して、収入金額を証明する書類の写しを提出してください。

- 2 事業名欄には、正式の事業名を記入してください。
- 3 委託者欄には、上段に委託者である神奈川県又は神奈川県内市町村の名称を記入し、医師会等を通じて委託を受けた場合は、下段に当該医師会等の名称を併せて記入してください。
- 4 収入金額欄に記入した金額と添付した収入金額を証明する書類の金額が異なる場合は、その理由及び内訳を備考欄(記入しきれない場合は任意の書面)に記入してください。
- 5 合計欄に記入した金額と「医療法人等に係る所得区分計算書」の委託事業に係る収入金額欄の金額が一致することを確認してください。

第3号様式の4

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

委託事業に係る収入金額について(回答)

神奈川県 県税事務所長 殿

住 所 _____

事業所所在地 _____

氏 名 _____

電 話 _____

年中の委託事業に係る収入金額について、次のとおり回答します。

事業名	委託者 ※ 神奈川県又は神奈川県内の市町村に限ります。	収入金額 (円)	備考
合 計			

備考1 この委託事業に係る収入金額についての回答書には、収入金額を証明する書類(委託者から送付される支払案内書、振込通知書等)の写しを添付してください。

2 事業名欄には、正式の事業名を記入してください。

3 委託者欄には、上段に委託者である神奈川県又は神奈川県内市町村の名称を記入し、医師会等を通じて委託を受けた場合は、下段に当該医師会等の名称を併せて記入してください。

4 収入金額欄に記入した金額と添付した収入金額を証明する書類の金額が異なる場合は、その理由及び内訳を備考欄(記入しきれない場合は任意の書面)に記入してください。

第4号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

委託事業に係る法人事業税減免承認書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった法人事業税については、年 月
日から 年 月 日までの事業年度以後の次の委託事業に係る所得に対す
る税額を軽減します。

承認する委託事業

委託事業に係る個人事業税減免承認書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった個人事業税については、次の委託事業に係る年度分以後の所得に対する税額を軽減します。

承認する委託事業

第5号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人事業税身体障害者減免申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 殿

住(居)所
氏 名
電話番号

次の個人事業税について減免されたく申請します。

1 事務所又は事業所の所在地

2 事業の種類

3 身体障害者手帳の明細

手 帳 の 番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
障 害 の 名 称	
障 害 の 級 別	

第6号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人事業税身体障害者減免承認書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった個人事業税については、 年度分以後、次の税額を限度として軽減(免除)します。

納税通知書番号

軽減(免除)税額 円

個人事業税災害減免申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 殿

住(居)所
氏 名
電話番号

次の個人事業税について減免されたく申請します。

- 1 事務所又は事業所の所在地
- 2 事業の種類
- 3 減免を受けようとする理由

4 事業用資産に損害を受けた場合

事業用資産の総額 (土地に損害がない場合には土地を除く。)		前年中の事業の所得の額
土地	円	円
その他		
計		

5 住宅又は家財に損害を受けた場合

住 宅 又 は 家 財 の 総 額		合 計 所 得 金 額 (前年中の自己の合計所得金額をいう。)	
住 宅	円	内 訳	総 所 得 金 額 円
家 財			退 職 所 得 金 額
計			山 林 所 得 金 額
		計	

6 災害による損害の状況

損害を受けた資産の種類	損害金額	保険金等の補填額	差引損害額
	円	円	円

備考 この申請書には、納期限までに災害を受けたことを証する証明書を添付してください。

第8号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人事業税災害減免承認書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった個人事業税については、次のとおり軽減
(免除)します。

納税通知書番号

軽減(免除)税額 円 $\left(\begin{array}{l} \text{軽減(免除)前の税額} \quad \text{円} \\ \text{軽減(免除)後の税額} \quad \text{円} \end{array} \right)$

不動産取得税災害減免申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電 話 番 号

次の不動産に係る不動産取得税の減免について申請します。

1 災害により滅失し又は損壊した不動産の明細

区分 物件	所 在 地	面 積	種 類	用 途	滅 失 等 年 月 日	※固定資産 課税台帳 登録価格
土 地					・ ・	
家 屋					・ ・	

2 上記不動産に代わるものとして被災後3年以内に新たに取得した不動産の明細

区分 物件	所 在 地	面 積	種 類	用 途	滅 失 等 年 月 日	※固定資産 課税台帳 登録価格
土 地					・ ・	
家 屋					・ ・	

備考 1 この申請書は、納期限までに減免を受けようとする事由を証明すべき書類を添付して提出してください。
2 ※印欄は記載しないでください。

不動産取得税減免申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電 話 番 号

次の家屋については、土地区画整理事業の施行に伴い、家屋について移転補償金を受け、当該移転補償金を受けた家屋に代わる家屋として取得したものであるので、当該家屋の取得に係る不動産取得税の減免について申請します。

1 取得した家屋の明細

所 在 地		床 面 積	m ²
家 屋 番 号		課 税 年 度 及 び 納 税 通 知 書 番 号	
種 類 及 び 用 途		税 額	円
構 造		取 得 年 月 日	・ ・

2 移転補償金を受けた家屋

所 在 地		床 面 積	m ²
家 屋 番 号		固定資産課税台帳 登録価格 ア	
種 類 及 び 用 途		$\text{ア} \times \frac{\quad}{100}$	
構 造		移転補償契約の日 又は仮換地の使用 収益の開始日	・ ・

備考 1 この申請書は、納期限までに提出してください。
2 この申請書には、移転補償金を受けた家屋の固定資産評価証明書及び移転補償契約書の写しを添付し、申請の際には仮換地指定通知書等を提示してください。

不動産取得税減免申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電 話 番 号

次の不動産については、都市再開発法第110条又は第111条の規定に基づく権利変換手続きによる取得であるので、当該不動産の取得に対する不動産取得税の減免について申請します。

1 取得した不動産の明細

区分 物件	所 在 地	面 積 等	種 類	用 途	取得年月日	権 利 の 価 額 の 概算額 (ア)
土 地		m ²			・ ・	円
家 屋					・ ・	

2 従前の不動産等の明細

区分 物件	所 在 地	面 積 等	種 類	用 途	権 利 変 換 日 期	従前の宅地、借地 権又は建築物の 価 額 (イ)
		m ²			・ ・	円
					・ ・	

備考 1 この申請書には、権利変換に係る通知書の写し及び権利の価額の確定通知書の写しを添付してください。

2 軽減(免除)する額は、納付すべき税額に(ア)の合計額に対する(イ)の合計額の割合を乗じて得た額となります。

不動産取得税減免申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電 話 番 号

次の土地については、宅地造成事業等の理由により所有権移転手続きが遅れたものであり、その遅れたことについてやむを得ない事情があるので、当該土地の取得に係る不動産取得税の減免について申請します。

1 取得した土地の明細

所 在 地		税 額	円
地 目		契 約 年 月 日	・ ・
地 積	m ²	引 渡 年 月 日	・ ・
用 途		当初における所有権 移 転 予 定 年 月 日	・ ・
課 税 年 度 及 び 納 税 通 知 書 番 号		所有権取得年月日	・ ・

2 土地の上に住宅を取得している場合

延 床 面 積	m ²	取 得 年 月 日	・ ・
用 途		取 得 原 因	

- 備考 1 この申請書は、納期限までに提出してください。
- 2 住宅を取得している場合には、その旨を証する書類を添付してください。

不動産取得税減免申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電 話 番 号

次の土地については、耕地整理事業の施行に伴う仮使用地の指定があったため、当該土地を取得してから2年以内に当該仮使用地の上に住宅を新築したものであり、当該土地の上に住宅を取得できないことについてやむを得ない事情があるので、当該土地の取得に対する不動産取得税の減免について申請します。

1 取得した土地の明細

所 在 地		課 税 年 度 及 び 納 税 通 知 書 番 号	
地 目		税 額	円
地 積	m ²	契 約 年 月 日	・ ・
用 途		所有権取得年月日	・ ・

2 指定があった仮使用地

所 在 地		地 積	m ²
地 目		指定があった日	・ ・

3 新築した住宅の明細

延 床 面 積	m ²	取 得 年 月 日	・ ・
用 途		取 得 原 因	

備考 この申請書には、土地を取得したことを証する書類及び住宅を新築したことを証する書類を添付してください。

不動産取得税減免申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 殿

贈与者 住(居)所
氏 名
受贈者 住(居)所
氏 名

次の不動産については、親族間の贈与及びその取消しにより取得したものであり、当該贈与が行われた日から1年以内に当該贈与を取り消し、かつ、当該贈与及びその取消しに際し経済的な利益を伴っていないので、当該不動産の取得に対する不動産取得税の減免について申請します。

1 取得した不動産の明細

物 件	所 在 地	地 番 又 は 家 屋 番 号	種 類	贈 与 年 月 日	贈 与 取 消 し の 年 月 日
土地・家屋				・ ・	・ ・
土地・家屋				・ ・	・ ・
土地・家屋				・ ・	・ ・

2 贈与者と受贈者の続柄(該当する続柄に○印を付してください。)

3親等以内の血族 ・ 配偶者 ・ 1親等の血族の配偶者

- 備考 1 この申請書は、贈与の取消しに係る不動産取得税の納期限までに提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
- (1) 不動産の登記簿謄本等(贈与が行われた日から1年以内に当該贈与を取り消したことを証する書類)
- (2) 戸籍謄本等(贈与者と受贈者が3親等以内の血族、配偶者又は1親等血族の配偶者であることを証する書類)

不動産取得税減免承認書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった不動産取得税については、次のとおり軽減(免除)します。

軽 減 (免 除) 税 額	円	軽減(免除)前の税額	円
		軽減(免除)後の税額	円

障害者に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

申 請 者 (納税義務者)	住所 又居所	〒		
	フリガナ			
	氏名			
			電話番号	() —
			障害者 との続柄	
			生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

1 登録番号 (車両番号)	横 浜 川 崎 相 模 湘 南		ひらがな		税 額	円
---------------------	--------------------------	-------------------------------------	------	---	--------	---

(注) 自家用車に限ります。

2 運転者及び 運転免許証 の 詳 細	住所	申 請 者 と 同 じ 	種 類	有 効 期 限	年 月 日
	フリガナ	申 請 者 と 同 じ			
	氏 名		番 号		

3 障 害 者 の 氏 名 等	住所	申 請 者 と 同 じ 	生 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
	フリガナ	申 請 者 と 同 じ	手 帳 番 号		
	氏 名		手 帳 番 号		
	手帳の種類	身体障害者手帳 療育手帳	障 害 の 級 別 ・ 程 度	申請・判定年月日	年 月 日
		戦傷病者手帳 精神障害者保健福祉手帳		交付年月日	年 月 日
障 害 名				受 領 年 月 日	年 月 日

4 還付先口座	銀行・信用金庫 本店(所) 信用組合・協同組合 支店(所)			預 金 の 種 類	1普通 2当座 9その他
	機 関 コード	店 舗 コード		フリガナ	
	口 座 番 号				口座名義人

(注) 還付先口座は、申請者(納税義務者)本人の口座に限ります。

備考 この申請書には、障害者に係る自動車税減免申請内容確認書(以下「確認書」といいます。)を添付してください。また、申請に当たっては、確認書に記載の書類が必要となります。

※ この欄には、記入しないでください。

減免コード	県税コード	自動車登録年月日	処理番号	下3桁	証紙・定期の区分	自動車税減免額	課税月数	
301・302					証紙・定期()年度	5全額・7一部		
軽減(免除)税額				軽減後の税額				
円				円				
事 特 由 例 の 適 認 用	手帳申請年月日	既に減免を受けている自動車の有無		結 果	通知書発付年月日		確 認	備 考
	年 月 日	無 有	登 録 番 号	承 認 ・ 不承認	減免予定 コード入力			
	手帳受領年月日							
	年 月 日				番 号	第 号		

障害者に係る自動車税減免申請内容確認書

1 障害の級別・程度

(1)～(4)の区分に応じ、障害者の方について、該当する障害の級別又は程度を○で囲んでください。

なお、いずれにも該当しない場合は、減免の対象になりません。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障 害 の 区 分		障 害 の 級 別						
視覚		1級	2級	3級	4級の1			
聴覚			2級	3級				
平衡機能				3級		5級		
音声機能又は言語機能				3級				
上肢		1級	2級					
下肢		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
体幹		1級	2級	3級		5級		
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能	上肢機能	1級	2級(注)					
	移動機能	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
心臓機能		1級		3級	4級			
じん臓機能		1級		3級	4級			
呼吸器機能		1級		3級	4級			
ぼうこう又は直腸の機能		1級		3級	4級			
小腸の機能		1級		3級	4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1級	2級	3級	4級			
肝臓機能		1級	2級	3級	4級			

(注) 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます。

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	障 害 の 程 度						
視覚	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症		
聴覚	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症		
上肢	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症			
下肢	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症
	第1款症	第2款症	第3款症				
体幹	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症
	第1款症	第2款症	第3款症				
その他	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症		

(3) 療育手帳の交付を受けている方

療育手帳に記載されている障害の程度	A(A1 ・ A2)
-------------------	------------

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の級別	1級
--------------------------	----

(裏)

2 自動車の所有者と運転者の状況

自動車を所有する方及び運転する方について、該当する区分のチェック欄に○印を記入してください。

※ いずれの区分にも該当しない場合は、減免の対象になりません。

チェック欄	区分	自動車の所有者	自動車の運転者
	①	障害者	障害者
	②	障害者	障害者と生計を一にする方
	③	障害者と生計を一にする方	障害者
	④	障害者と生計を一にする方	障害者と生計を一にする方
	⑤	障害者(障害者手帳(注1)の所有者のみで構成される世帯の障害者に限ります。)	障害者を常時介護する方

(注1) 障害者手帳とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をいいます。

3 お住まいの状況(区分②～④に該当する方のみ記入してください。)

障害者と生計を一にする方のお住まいの状況について、該当する区分のチェック欄に○印を記入してください。

チェック欄	区分	お 住 ま い の 状 況
	⑥	障害者の方と同居している。
	⑦	障害者の方の住所地から2キロメートル以内の場所に居住している(⑨に該当する場合を除きます。)
	⑧	障害者の方の住所地から2キロメートルを超える場所に居住している(⑨に該当する場合を除きます。) (障害者の方との日常生活の状況を具体的に記入してください。)
	⑨	障害者の方が福祉施設等に入所しており、別に居住している。 (福祉施設等の名称及び障害者の方との日常生活の状況を具体的に記入してください。)

4 自動車の用途(区分②～⑤に該当する場合のみ記入してください。)

自動車の用途について、該当する区分のチェック欄に○印を記入してください。(複数可)

※ 自動車が障害者の方のためにもっぱら使用されていない場合は、減免の対象になりません。

チェック欄	区分	自 動 車 の 用 途
	⑩	もっぱら障害者の方の通勤、通学に使用している。 通勤・通学先：()
	⑪	もっぱら障害者の方の通院に使用している。 通院先：()
	⑫	その他 具体的な用途：()

5 現在、減免の適用を受けている自動車の有無

「有・無」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は、自動車登録番号を記入してください。

有・無	自 動 車 登 録 番 号							
	横浜・川崎 相模・湘南				ひらがな			

【減免申請に必要な書類(注2)】

区 分	必 要 な 書 類
必ずご用意いただくもの	障害者手帳・運転免許証・自動車検査証
区分⑤及び⑦～⑨に該当する場合は、次の書類が必要になります。	
区分⑤に該当する場合	※自動車税管理事務所又は県税事務所にお問い合わせください。
区分⑦に該当する場合	・障害者の方と生計を一にすることが確認できる書面(所得税確定申告書の控えなど) (注4)
区分⑧に該当する場合	
区分⑨に該当する場合	・障害者の方と生計を一にすることが確認できる書面(所得税確定申告書の控えなど) ・障害者の方が入所している施設の長が発行した証明書

(注2) ご用意いただいた書類で申請内容が確認できない場合は、別の書類を提出又は提示していただく場合があります。

(注3) 区分⑦に該当する場合で障害者の親族の方は、親族であることが確認できる書面(戸籍謄本など)をもって、必要な書類に代えることができます。

施設入所(居)者の状況等に係る証明願

年 月 日

施設長 殿

住(居)所
申請者
氏 名

次の入所(居)者に係る事項について証明願います。

入所(居)者名		
入所(居) 施 設	所在地	
	名 称	
証 明 事 項		1 外出、外泊の状況について (1) (通院・帰宅・その他)の目的で、毎週()日、継続的に外出又は外泊する。 (2) その他の外出又は外泊 () 2 外出又は外泊時の移動方法について (1) ()の目的で外出又は外泊する場合は、 ()で移動する。 (2) その他 ()

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

施設名

施設長 氏名

身体障害者等通院・通所用自動車に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

所 在 地
法 人 名
代表者氏名
電 話 番 号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

1 自動車の明細

登 録 番 号		乗 車 定 員		人
登 録 年 月 日	・	税 額	円	
車台番号下3桁				
用 途				

2 施設の所在地、名称等

所 在 地	
名 称	
施 設 の 種 類	

備考 この申請書には、運行の記録簿等の写しを添付してください。

在宅福祉サービス事業用自動車に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

所在地
法人名
代表者氏名
電話番号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

1 自動車の明細

登 録 番 号		乗 車 定 員		人
登 録 年 月 日	・	税 額	円	
車台番号下3桁				
用 途				

2 事業所の所在地及び名称

所在地	
名称	

3 事業の種類(該当する事業を○印で囲んでください。)

(1) 介護保険法の規定に基づく事業

1 通所介護	2 通所リハビリテーション
3 短期入所生活介護	4 短期入所療養介護
5 地域密着型通所介護	6 認知症対応型通所介護
7 小規模多機能型居宅介護	8 介護予防通所リハビリテーション
9 介護予防短期入所生活介護	10 介護予防短期入所療養介護
11 介護予防認知症対応型通所介護	12 介護予防小規模多機能型居宅介護
13 第一号通所事業	14 訪問介護
15 訪問入浴介護	16 夜間対応型訪問介護
17 介護予防訪問入浴介護	18 第一号訪問事業

(2) 児童福祉法の規定に基づく事業

障害児通所支援

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく事業

1 療養介護	2 生活介護	3 短期入所
4 自立訓練	5 就労選択支援	6 就労移行支援
7 就労継続支援	8 居宅介護	9 重度訪問介護
10 同行援護	11 行動援護	12 移動支援事業

(4) 老人福祉法の規定に基づく事業

1 老人デイサービス	2 老人短期入所	3 老人居宅介護等
------------	----------	-----------

備考 1 3(1)に掲げる事業と3(4)に掲げる事業を併せて行っている場合は、3(1)のみについて記載してください。

2 3(1)13の「第一号通所事業」は、旧介護保険法の「介護予防通所介護」に相当するものとして市町村が定めるものに限ります。

3 3(1)18の「第一号訪問事業」は、旧介護保険法の「介護予防訪問介護」に相当するものとして市町村が定めるものに限ります。

4 この申請書には、介護保険法、児童福祉法若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定通知書等又は老人福祉法の規定により県に届出を行っていることを証する書類の写しを添付してください。

地域活動支援センター等通所用自動車に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
電 話 番 号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

1 自動車の明細

登 録 番 号		乗 車 定 員		人
登 録 年 月 日	・	税 額	円	
車台番号下3桁				
用 途				

2 施設の所在地、名称等

所 在 地	
名 称	
実 施 主 体 (代 表 者)	
施 設 の 種 類	

備考 この申請書には、運行の記録簿等の写しを添付してください。

身体障害者等供用自動車に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
電 話 番 号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

自動車の明細等

登 録 番 号		登録年月日	・ ・	車台番号 下 3 桁	
税 額					
	円				

- 備考 1 この申請書を提出する際には、自動車検査証を提出(提示)してください。
- 2 神奈川県県税条例施行規則第2条第15号の規定に該当する自動車の場合には、当該減免の適用が優先されます。

公的医療機関所有自動車に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

所 在 地
法 人 名
代表者氏名
電 話 番 号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

登 録 番 号		車 台 番 号 下 3 桁		用途	
登 録 年 月 日	・	税 額	円		

視覚障害者及び盲導犬輸送用自動車に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

所 在 地
法 人 名
代表者氏名
電 話 番 号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

登 録 番 号			車 台 番 号 下 3 桁	
登 録 年 月 日	・	・	税 額	円
用 途				

備考 この申請書には、自動車検査証の写し、運行日報(上記の用途に供した実績がない場合は運行計画書)及び写真(登録番号及び用途が確認できるもの)を添付してください。

自動車税減免承認書

自税第 号
年 月 日

様

神奈川県自動車税管理事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった自動車に係る自動車税(年度分)については、次のとおり軽減(免除)します。また、今後、当該自動車が申請の用途に使用されている期間に対応する年度に課税されるべき自動車税を軽減(免除)します(障害者に係る自動車税の減免は、年額45,400円を上限とします。)。

減 免 の 種 類		
軽 減 す る 自 動 車 (登 録 番 号)		
軽減(免除)税額		軽減後の税額
	円	円

<留意事項>

- 1 減免申請書の記載内容に変更が生じた場合は、その旨を自動車税管理事務所長に届け出る必要があります。(神奈川県県税条例施行規則(以下「規則」といいます。)第13条の2第1項)
- (例)
- ・ 住所を変更した場合
 - ・ 障害者に係る自動車税の減免において、障害者手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳)を返還する理由が生じた場合や障害者と生計を一にする自動車の所有者又は運転者が、障害者と生計を別にすることとなった場合
- 2 減免申請書の記載内容その他減免に関する事項について、自動車税管理事務所長から報告を求められた場合は、指定された期限までに報告する必要があります。(規則第13条の2第2項)
- 3 減免の要件に該当しなくなった場合は、その事由が生じた日の属する年度分までの自動車税が減免の対象となり、その翌年度分以後の自動車税は課税されます(減免の要件に該当しなくなったことが判明した時期によっては、過去の年度分の自動車税がさかのぼって課税されることもあります。)。

施設入所者の一時帰宅用自動車に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

住(居)所
氏 名
施設入所者との続柄
電話番号

次の自動車に係る自動車税について、減免されたく申請します。

1 自動車の明細

登 録 番 号		登 録 年 月 日	
車 台 番 号 下 3 桁		税 額	

2 施設入所者の氏名、障害の程度等

入 所 施 設	所 在 地			障 害 名		
	名 称					
氏 名				障 害 の 程 度		
手帳の種類、 番号及び交付 年 月 日		(種類) 手帳	(番号) 第 号		(交付年月日) ・	
一時帰宅先等		住 所				
		氏 名				
		申 請 人 との続柄		一時帰宅 予定日数	年間	日

※ 適 用	軽 減 (免 除) 額	円	軽 減 (免 除) 前 の 税 額	円
			軽 減 (免 除) 後 の 税 額	円

- 備考 1 身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び自動車検査証を提示してください。
- 2 一時帰宅先及び一時帰宅予定日数については、施設長の証明を受けてください。
- 3 ※については、申請人は記入しないでください。

一時帰宅に係る証明願

年 月 日

施設長 殿

住(居)所
申請者
氏 名

下記のとおり一時帰宅することを証明願います。

入 所 者	氏 名
	一時帰宅予定日数 年間 日
入 所 施 設	施 設 名
	名 称
一時帰宅先	住 所
	氏 名
	電話番号

上記の申請のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

施設名
施設長 氏名

第27号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

施設入所者の一時帰宅用自動車に係る自動車税減免承認書

自税第 号
年 月 日

様

神奈川県自動車税管理事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった自動車税については、年度分は 円、
年度以後当該自動車が申請の用途に使用されている年度分は年税額の2分の1に相当する額又は22,700円のいずれか少ない額を軽減します。

軽減する自動車(登録番号)

自動車税天災減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
電 話 番 号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

1 自動車の明細

登 録 番 号		車台番号下3桁	
登 録 年 月 日	・ ・	税 額	円

2 減免を受けようとする理由

3 運行不能の期間

年 月 日から 年 月 日まで

備考 この申請書は、減免申請に係る自動車の運行が可能となった日から20日を経過する日までに、運行不能の期間を証明する書類を添付して提出してください。

自動車税天災減免承認書

自税第 号
年 月 日

様

神奈川県自動車税管理事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった自動車税については、次のとおり軽減(免除)します。

軽減(免除)する自動車 (登 録 番 号)			
軽 減 (免 除) 税 額	円	軽減(免除)前の税額	円
		軽減(免除)後の税額	円

第30号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

交通安全広報等用自動車に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
電 話 番 号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

自動車の明細

登 録 番 号		登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁		税 額	円
用 途			
登 録 番 号		登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁		税 額	円
用 途			
登 録 番 号		登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁		税 額	円
用 途			
登 録 番 号		登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁		税 額	円
用 途			
登 録 番 号		登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁		税 額	円
用 途			

第31号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

教習用自動車に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
電 話 番 号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

自動車の明細

登 録 番 号				登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁		車体の 形 状		税 額	円
用 途					
登 録 番 号				登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁		車体の 形 状		税 額	円
用 途					
登 録 番 号				登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁		車体の 形 状		税 額	円
用 途					
登 録 番 号				登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁		車体の 形 状		税 額	円
用 途					
登 録 番 号				登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁		車体の 形 状		税 額	円
用 途					

中小企業指導相談用自動車に係る自動車税減免申請書

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

所在地
名称
電話番号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

自動車の明細

登録番号		登録年月日	・ ・
車台番号 下 3 桁		税 額	円
用 途			
登録番号		登録年月日	・ ・
車台番号 下 3 桁		税 額	円
用 途			
登録番号		登録年月日	・ ・
車台番号 下 3 桁		税 額	円
用 途			
登録番号		登録年月日	・ ・
車台番号 下 3 桁		税 額	円
用 途			
登録番号		登録年月日	・ ・
車台番号 下 3 桁		税 額	円
用 途			

通学・通園用自動車に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
電 話 番 号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

1 学校等の所在地及び名称

所 在 地	
名 称	

2 通学・通園自動車の明細

登 録 番 号		登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁	乗 定 車 員	人	税 額 円
用 途			
登 録 番 号		登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁	乗 定 車 員	人	税 額 円
用 途			
登 録 番 号		登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁	乗 定 車 員	人	税 額 円
用 途			
登 録 番 号		登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁	乗 定 車 員	人	税 額 円
用 途			
登 録 番 号		登 録 年 月 日	・ ・
車 台 番 号 下 3 桁	乗 定 車 員	人	税 額 円
用 途			

自動車税減免承認書

自税第 号
年 月 日

様

神奈川県自動車税管理事務所長 

年 月 日付けで申請のあった自動車税については、 年度分以後当該自動車が申請の用途に使用されている期間に対応する年度に課税されるべき自動車税について、その全額を免除します。

免除する自動車(登録番号)

中古商品自動車に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
電 話 番 号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

1 自動車の明細

登 録 番 号	登 録 日 年 月 日	車 台 番 号 下 3 桁	税 率 (年 税 額)	この欄は記載しないで ください。
				納 付 状 況 確 認 欄
	・ ・		円	
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

(以下継続紙 台、合 計 台)

2 自動車税の滞納等の有無

- (1) 自動車税(この減免申請に係る自動車税及び令和元年10月1日から令和8年3月31日までに納税義務が発生し、課された自動車税種別割を含む。)の滞納の有無

有 無
- (2) 過去2年間に於いて地方税について差押等の処分を受けたことの有無

有 無
- (3) 過去3年間に於いて地方税に関して罰金以上の刑に処せられたことの有無

有 無
- (4) 当該年度分の自動車税(この減免申請に係る自動車税を含む。)の納期
内納付の有無

有 無

(裏)

備考 この申請書には次の書類を添付してください。

- 1 一般財団法人日本自動車査定協会神奈川県支所が発行する中古商品自動車証明書
- 2 古物商許可証の写し
- 3 令和2年3月31日以前の古物商許可証をお持ちの場合は、都道府県公安委員会に主たる営業所等の届出を行ったことを証する書類(本県の場合は「受領書」)
- 4 申請人が所有する自動車の一覧表(別紙の中古自動車販売業者の所有自動車一覧表)

※ ご用意いただいた書類で申請内容が確認できない場合は、上記2(4)の自動車税の領収証書(一覧表に記載された自動車及び減免申請自動車のもの)を提示していただく場合があります。

繼續紙

申請人氏名又は法人名

中古商品自動車に係る自動車税減免申請自動車の明細

[illegible]

別紙

中古自動車販売業者の所有自動車一覧表
所有者氏名又は法人名

登 録 番 号	登 録 年 月 日	税 率（ 年 税 額 ）	この欄は記載しないでください。
			納 付 状 況 確 認 欄
	・ ・	円	
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		

備考 1 当該年度の4月1日現在において申請人が所有し、自動車税が課税される自動車のうち、今回減免申請をする自動車以外のものについて記載してください。

2 この一覧表は、中古商品自動車に係る自動車税減免申請書を提出する際、添付してください。

第36号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

中古商品自動車に係る自動車税減免承認書

自税第 号
年 月 日

様

神奈川県自動車税管理事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度分の自動車税については、別紙のとおり、その12分の3に相当する額(月割をもって納付すべき税額が、年税額の12分の3に相当する額に満たないときは、その税額に相当する額)を軽減します。

別紙

申請人氏名又は法人名_____

[illegible]

燃料電池自動車(乗用FCV・商用FCV)導入費補助金交付決定自動車に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
電 話 番 号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。

1 自動車の明細

登 録 番 号		車 台 番 号 (下 3 桁)	
登 録 年 月 日	・	税 額	円

2 燃料電池自動車(乗用FCV・商用FCV)導入費補助金交付決定通知書の内容

文 書 番 号	第 号	申 請 者	住所又は所在地	
交付決定年月日	・		氏名又は法人名	
補 助 対 象 車 名		使 用 者	住所又は所在地	
型 式			氏名又は法人名	

3 還付先口座

銀行・信用金庫 信用組合・協同組合										本店(所) 支店(所) 出張所				
金 融 機 関 コード				店 舗 コード			預 金 種 別	1 普通預金 2 当座預金 9 その他 ()	口 座 番 号					
フリガナ														
口座名義人														

- 備考 1 この申請書を提出する際には、燃料電池自動車(乗用FCV・商用FCV)導入費補助金交付決定通知書を提示してください。
- 2 還付先口座は、納税義務者本人の口座に限ります。

燃料電池自動車(乗用FCV・商用FCV)導入費補助金交付決定
自動車に係る自動車税減免承認書

自税第 号
年 月 日

様

神奈川県自動車税管理事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった自動車税については、次のとおり免除します。

免 除 す る 自 動 車 (登 録 番 号)	
免 除 税 額	年度分以後 年度間に課すべき自動車税の全額

一般旅客自動車運送事業用自動車に係る自動車税減免申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
電 話 番 号

次の自動車に係る自動車税について減免されたく申請します。
自動車の明細

登 録 番 号		車体の形状		車 台 番 号 下 3 桁	
登録年月日	・ ・	税 額	円		
型 式					

登 録 番 号		車体の形状		車 台 番 号 下 3 桁	
登録年月日	・ ・	税 額	円		
型 式					

登 録 番 号		車体の形状		車 台 番 号 下 3 桁	
登録年月日	・ ・	税 額	円		
型 式					

備考 この申請書を提出する際には、自動車検査証を提示するとともに、自動車の写真又は自動車工場の発行する構造変更の証明書等の書面の写しを提出してください。

なお、自動車検査証の記載内容により、ノンステップバス又は認定ユニバーサルデザインタクシーであることが確認できる場合は、自動車の写真又は自動車工場が発行する構造変更の証明書等の書面の写しの提出は必要ありません。

一般旅客自動車運送事業用自動車に係る自動車税減免承認書

自税第 号
年 月 日

様

神奈川県自動車税管理事務所長 

年 月 日付けで申請のあった自動車税については、次のとおり軽減します。

軽 減 す る 自 動 車 (登 録 番 号)	
軽 減 税 額	当該自動車に係る最初の道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録の日が属する年度(3月1日から同月31日まで)の間に当該新規登録を受けた自動車にあってはその翌年度)以後5年度間に課すべき自動車税について、各年度に係る税額の2分の1に相当する額

減免を承認しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった 税の減免については、次の理由により、これを承認することはできませんので、通知します。

なお、この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書に記載されている処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不承認の理由	の規定に該当しないため。
備 考	

減免承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 事務所長 印

あなたが承認を受けている次の減免については、次の理由により承認を取り消します。

なお、この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書に記載されている処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

承認を受けている減免の内容	税 目	税
	納 税 通 知 書 番 号 等 〔 自 動 車 税 の 場 合 は 〕 〔 自 動 車 登 録 番 号 〕	
	適 用 規 定	
	減 免 承 認 書 の 通 知 日 等	年 月 日 第 号
取 消 し の 理 由		
取 消 後 の 課 税 の 内 訳		

県税の減免に係る届出書

年 月 日

神奈川県 事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
電 話 番 号

神奈川県県税条例施行規則第13条の2第1項により、次の事項を届出します。

承認を受けて いる減免 の 内 容	税 目	税
	納 税 通 知 書 番 号 等	
届出の内容		

備考 この届出書には、届出の内容が確認できる書類を添付してください。

県税の減免に係る届出書(自動車税用)

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
電 話 番 号

神奈川県県税条例施行規則第13条の2第1項により、次の事項を届出します。

承認を受けて いる減免 の 内 容	税 目	自動車税									
	自 動 車 登録番号	横浜・川崎 相模・湘南				ひらがな					
届 出 の 内 容 該当する項目に チェックして、 必要事項を記入 してください。	【変更事由】 ☐ 住所変更又は改姓 (年 月 日) ☐ 納税義務者 ☐ 運転者 ☐ 障害者 フリガナ 氏名 旧住所 新住所 住所 ☐ 運転者の変更 (年 月 日) フリガナ 氏名 続柄 住所 ☐ ナンバー変更 (年 月 日) 新自動車登録番号 ☐ その他 (年 月 日) 事由										
	【取消事由】 ☐ 障害者の死亡 (年 月 日) ☐ 障害者と生計が別になった (年 月 日) ☐ 自動車を障害者のためにもっぱら使用しなくなった (年 月 日) ☐ その他 (年 月 日) 事由										

備考 この届出書には、届出の内容が確認できる書類を添付してください。